MHM Asian Legal Insights

第40号(2015年5月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ (編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ミャンマー : 競争法の成立

タイ : クラスアクション手続の導入
インド① : 新統合版 FDI ポリシーの公表
インド② : 会社法改正法案の上院承認
今月のコラム ーシンガポールのドレスコードー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 40 号(2015 年 5 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー:競争法の成立

2015年2月24日付でミャンマーにおいて競争法が成立しました。競争法は成立から3ヶ月弱が経過した現時点においても未発効であり、別途大統領が通知する日に施行されることとなります。以下、成立した競争法の概要を簡単に紹介します。

1 規制行政機関

内閣は、競争法の執行機関として、官民から選任された委員により構成される競争委員会(Competition Commission)を設置することとされ、同委員会が、「独占」とみなされるための市場シェア、売上高等の基準等を定める権限を有しています。また、同委員会は、5名から9名の有識者から構成される調査委員会(Investigation Committee)を設置することとされており、この調査委員会が競争法違反の嫌疑のある事件の捜査権限を有することとされています。

2 主な規制内容

主な規制内容としては、以下のとおり、①反競争的行為の禁止、②市場における独占禁止、③不正競争の禁止に加え、④企業間結合規制も含まれております(但し、規制対象となる市場シェア、売上高等については今後の規則等で定められることとされております。)。

MHM Asian Legal Insights

① 反競争的行為の禁止

(a)直接又は間接に、購入価格、販売価格その他の取引条件を拘束する共謀、(b) 市場における競争を制限又はコントロールする目的での合意、(c)市場における優越的地位の濫用、(d)市場の制限又はコントロール、(e)市場シェア又は原材料供給の制限又は妨害、(f)製造、販売、技術開発、投資の制限又はコントロール、(g)入札談合等の行為を反競争的行為として禁止しています。

但し、以上の行為に該当する場合でも、技術力を高めることにより物品又はサービスの質を高めるため、中小企業の競争力を高めるため等の一定の場合には、競争 委員会が一定期間、適用除外を認める場合もあるとされています。

② 市場における独占禁止

事業者は、商品の価格等をコントロールすること、価格を操作する目的でサービス又は生産を制限すること、製品の販売又は購入の機会を制限すること、他の事業者の市場への参入を防止し、市場シェアをコントロールすることを目的として製品又はサービスを提供する地域を制限又はコントロールすること等の行為によって市場を独占することが禁止されています。

③ 不正競争の禁止

禁止される不正競争として、幅広い内容の行為が列挙されており、(a)顧客に対する欺罔、(b)営業秘密の不正開示、(c)事業者間における強要、(d)他の事業の信用棄損(defamation)、(e)他の事業の運営の妨害、(f)不正競争目的での広告又は販売促進、(g)事業者間の不利益取扱い、(h)製造原価又は着港渡し価格(C.I.F.)よりも低い価格での販売、(i)自らの独占的地位の濫用、(j)他の事業者との間の契約違反の誘発、(k)その他競争委員会が別途指定する不正競争行為等が含まれるとされています。

④ 企業間結合規制

「企業間結合 (collaboration among business)」とは、(a)合併、(b)統合 (amalgamation)、(c)事業譲受 (acquisition of business)、(d)合弁 (joint venture)、(e)その他競争委員会が別途指定する企業結合をいうと定義されています。これについては、質的な基準を用いる規制として、①一定期間内に市場において極めて高度な独占状態を生じさせる企業間結合、又は②市場の寡占状態を生じさせ競争状態を阻害する企業間結合が禁止されています。また、量的な基準を用いる規制として、企業間の結合により、競争委員会が別途指定する「市場シェア」の割合を超える結合が禁止されます。但し、後者については、一定の適用除外が定められています。

MHM Asian Legal Insights

3 規制違反の効果

① 行政罰

競争委員会は、事業者に対して、①警告、②制裁金の賦課、③事業の一定期間又は永続的な停止の行政処分を下すことができ、これらの処分に対して不服のある事業者は、処分の日から60日以内に競争委員会に対して不服申立てができます。

② 刑事罰・民事責任

競争法に違反した個人等は、5百万チャット(現在の為替レートで約55万円)以上15百万チャット(現在の為替レートで約164万円)以下の罰金、又は1年以上3年以下の禁錮(imprisonment)に処せられる可能性があります。また、競争法違反の行為により損害を被った者は、違反者に対して民事上の責任を追及することができることとされています。

4 その他(リニエンシー制度の導入の可能性)

競争委員会は、裁判所等と連携して競争法違反の場合における処罰の例外としてリニエンシー制度を導入することができると定められています。

今回成立した競争法は、非常に広い範囲の行為を規制していますが、その具体的な内容は明らかになっておりません。今後、下位規則等により、より具体的な指針が示されることになると思われますので、今後の動向が注目されます。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

★ +65-6593-9759 (シンガポール)

弁護士 眞鍋 佳奈

含 +65-6593-9762 (シンガポール)

2 +95-1-255137 (ヤンゴン)

kana.manabe@mhmjapan.com

<u>tomohiro.bundo@mhmjapan.com</u>

弁護士 文堂 友寛

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

2. タイ: クラスアクション手続の導入

atsushi.inoue@mhmjapan.com

2015年4月8日、暫定国会において民事訴訟法の改正法(「改正民事訴訟法」)が可決されました。改正民事訴訟法は、2015年12月4日に施行される予定です。この改正により、クラスアクション手続(共通点を持つ一定範囲の集団(「クラス」)を代表して1名又は数名の者がクラス構成員全員のために原告として訴訟を提起する訴訟手続)が導入されることになりました。タイにおいては、これまでクラスアクション手続又はこれに類似する手続きは(消費者事件手続法における消費者保護委員会や認証団体による代理訴訟を除き)認められていなかったことから、今回の民事訴訟法改正は、訴訟実務に対して大きな影響を与えるものと予想されます。改正民事訴訟法により導入が予定されているクラスアクション手続の概要は以下のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

1 クラスアクション手続の対象となる事件

改正民事訴訟法は、ある集団が不法行為、契約違反又は他の法律(環境法、消費者 保護法、労働法、証券取引法及び競争法等)に基づいて共通の権利又は利益を有する 事件を、クラスアクション手続の対象としています。なお、請求金額の規模による制 限は設けられていません。

2 裁判所による承認

改正民事訴訟法では、クラスアクション手続を利用するにあたって、裁判所の承認が必要とされています。具体的には、原告は、裁判所に対して、自己の属するクラスが上記 1 記載の共通の権利又は利益を有すること、及び通常の訴訟手続よりもクラスアクション手続を利用した方がより適切であることを主張・立証する必要があり、裁判所は、そのような原告の主張・立証を踏まえた上で、クラスアクション手続の利用に関する承認・不承認及びクラスアクション手続の対象となる集団の範囲等を決定することになります。

3 クラス構成員に対する告知

クラスアクション手続の利用について裁判所が承認した場合には、原告は、クラス 構成員のうち知れている者に対して個別に告知を行うとともに、連続して3日間以上、 日刊紙において公告を行う必要があります。

クラス構成員は、裁判所による承認がなされてから一定の期間内(最低でも 45 日以上の期間で、別途裁判所が定めることとされています。)であれば、クラスからの除外を申し出ることが可能とされており、クラスアクション手続によらずに個別に訴訟提起する方法が確保されています。仮に、この除外を申し出なかった場合には、下記 4 のとおり、クラスアクション手続において下された判決内容に拘束されることになります。

4 判決

改正民事訴訟法では、クラスアクション手続において下された判決は、全ての訴訟 当事者及びクラス構成員を拘束するものとされており、また、原告又はその代理人は、 全てのクラス構成員を代表して判決の執行手続を行うことができるものとされてい ます。

また、原告勝訴の判決が下された場合には、被告は、認容額の30%を超えない範囲内で原告の弁護士費用についても賠償責任を負うものとされています。

弁護士 二見 英知

+66-2-633-8350 (バンコク)

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-633-8351 (バンコク)

seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 茨木 雅明

***** +66-2-266-6485

(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)

masaaki@ctlo.com

masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

hidetomo.futami@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

3. インド①:新統合版 FDI ポリシーの公表

インド政府商工省産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry)は、2015 年 5 月 12 日、最新の統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy)を公表し、即日発効しました。統合版 FDI ポリシーは、公表時点におけるインドの外国直接投資規制全般をまとめたものです。

2014 年 4 月 17 日の統合版 FDI ポリシー公表以降、プレスノートと呼ばれる産業政策 促進局が公表する個別の通達により、防衛産業、鉄道インフラ事業、医療機器製造業、保険業(本レター第 37 号ご参照)に対する外国直接投資規制の緩和等が行われてきましたが、最新の統合版 FDI ポリシーはこれらのプレスノートの内容を反映したものであり、過去のプレスノートに優先するとしています。例えば、鉄道インフラ事業や医療機器製造業の分野につき、100%の出資比率を上限としてインド準備銀行(Reserve Bank of India)に対する事後の報告のみで足りるとする自動ルートでの外国直接投資が認められる旨が規定されています。

なお、2015 年 4 月 24 日に公表されたプレスノート(Press Note No.4 (2015 Series)) の内容は、最新の統合版 FDI ポリシーには反映されておらず、その代わりに引き続き同プレスノートは効力を有する旨が最新の統合版 FDI ポリシーにおいて規定されています。このプレスノートによれば、年金基金業に対する外国直接投資について、適用法令(Pension Fund Regulatory and Development Authority Act, 2013 等)に従う前提で、49%の出資比率を上限とする出資が認められるようになり、(i)出資比率が 26%以下の外国直接投資は、自動ルートによるものとされ、(ii)出資比率が 26%超 49%以下の外国直接投資は、事前に政府による承認が必要な政府ルートによるものとされています。

次回の統合版 FDI ポリシーが公表されるまでの間においても、外国直接投資規制の改正がなされた場合には、その都度プレスノートにより改正内容が公表されるため、引き続き、外資規制の動向を注視していく必要があります。

4. インド②: 会社法改正法案の上院承認

本レター第 35 号でご紹介したとおり、2013 年会社法(Companies Act, 2013)の改正法案(The Companies (Amendment) bill, 2014)(「会社法改正法案」)は昨年 12 月にインド連邦議会の下院(Lok Sabha)で承認されていましたが、2015 年 5 月 13 日、上院(Rajya Sabha)でも承認されました。

本レター発行時点において、今般上院で承認された会社法改正法案の文言は明らかにされておりませんが、本レター第 35 号でご紹介した改正内容を含む内容であろうと思われます。会社法改正法案の文言が具体的に明らかになり次第続報としてお知らせする予定です。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 小山 洋平

2 03-5220-1824

yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 関口 健一

2 03-6266-8562

kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com

弁護士 臼井 慶宜

(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)

2 03-6266-8586

yoshinori.usui@mhmjapan.com

今月のコラムーシンガポールのドレスコードー

ところ変われば装いも―――常夏の国シンガポールでは、四季のある日本とは趣の異なる装いに出会うこともあります。今回は、シンガポールのビジネスシーンで見かける服装について取り上げたいと思います。

Central Business District(CBD) -ノージャケット・ノータイ

オフィスでのドレスコードはノージャケット・ノータイのビジネスカジュアルが主流 であるようです。男性は、長袖シャツ、ダークカラーのパンツに革靴というのが標準的

な服装になっています。手元は会社のロゴ入りバックパックからブランドバッグ、手ぶらの人まで様々です。女性は、ノースリーブのドレス(ワンピース)にフラットシューズ、ブランドバッグ、メイクはなしか薄くが定番のようです。



また、シンガポールではカジュアルフライ

デーが定着しており、ポロシャツにデニム、普段は着にくい派手なシャツに柄パンツの "fancy shirt & fancy pants"、日本基準ではバカンス用に思えるサマードレスの方々な どが行き交い、週末気分が漂います。なお、債権者集会等の比較的改まった場でもカジュアルフライデーは健在です。

MRT -足元はビーチサンダル

メインの通勤手段は、地下鉄(MRT)・バスと言った公共交通機関です。禁止事項の

多い MRT やバスですが、服装はやはりカジュアルです。ビーチサンダル率も高く、休日だけでなく通勤電車でも、ワンピース姿にビーチサンダルという組み合わせに遭遇します。ドレスアップしているようで足元はラフにビーチサンダルというのは、高温多湿でスコールが来れば傘も役に立たないシンガポールの気候を快適に過ごす知恵のように感じられます。

また、平日のジム活用率も高いようで、男女共に仕事後のジム用にシューズバッグを携える人も多く見かけます。カロリー



MHM Asian Legal Insights

の高そうなホーカーフードが身近にありながらスレンダーな人々が多い理由が分かる ような気がします。

裁判所 -Black and White

カジュアルな装いのシンガポールのビジネスシーンですが、対照的なのが裁判所です。 "black and white"と呼ばれる服装が裁判所のルールで決められています。男性弁護士は黒ジャケット、黒パンツ、黒タイ、長袖白シャツに黒靴、女性弁護士は黒ジャケット、黒スカートまたは黒パンツ、長袖白シャツに黒靴と事細かに指定されています(Paragraph 138 of the State Courts Practice Directionsでは、"dark jacket"のように表記されていますが、事実上皆さん黒ジャケットを着用しており"black and white"と通称されるようです)。

High Court では、日本とは異なり、裁判官だけでなく弁護士も黒いガウンを着用します (Paragraph 17 of the Supreme Court Practice Directions)。素材にも指定があり、シルク製ガウンの着用が許されるのは選ばれたごく少数の Senior Counsel のみで、オンラインショップでみつけた一般弁護士向けガウンはポリエステル製でした。

中には厳格な遵守を求める裁判官もおり、ジャケットの袖口から白シャツの袖を出すよう指示してみたり(半袖シャツでないことを確認するため)、黒以外のネクタイをしていると適切なネクタイにするまで期日を開始しないと言って、弁護士がネクタイを買いに走る、ということもあると聞きます。

このようにして法廷では、外の世界とは一線を画した、独特の厳かな雰囲気が漂うことになります。

今年開設されたシンガポール国際商事裁判所では、登録された外国法弁護士 (registered foreign lawyers) も法廷に立つことができるようになりました。ここでも 同種のドレスコードが適用されますので (Paragraph 9 of the Singapore International Commercial Court Practice Directions)、国際色豊かな弁護士の "black and white" も同様の厳格さで運用されるのか興味深いです。

(弁護士 緑川 芳江)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

▶ セミナー 『グローバル経営支援セミナー(ミャンマー編)「経済特区法・投 資法・会社法改正の最新状況と日本企業が直面している法的課題の

解決策』

開催日時 2015年6月3日(水) 13:40~14:25 (東京会場)

2015 年 6 月 4 日 (木) 13:50~14:35 (名古屋会場) 2015 年 6 月 5 日 (金) 13:50~14:35 (大阪会場)

※いずれも武川弁護士の登壇予定時間です

講師 武川 丈士

主催 三菱東京UFJ銀行、東洋経済新報社(共催)

▶ セミナー 第7回シンガポール・ビジネスロー研究会『インドネシア法務の最

新事情 - 近時の外資規制に関する注意点及び労働問題を中心に』

開催日時 2015年6月9日(火) 14:00~16:30

開催場所 シンガポール

講師 小松 岳志、竹内 哲

主催 森・濱田松本法律事務所

※定員に達しておりますため、お申込受付を終了しております。

▶ 論文 「海外法務リポート 海外法務便り【バングラデシュ編】 バングラ

デシュの法制度」

掲載誌 経営法友会リポート No.494 2015 年 3 月 31 日刊

著者 関口 健一

論文 「The Equity Capital Markets Handbook 2015」

掲載誌 Capital Markets Intelligence 2015 年 4 月

著者 中村 聡、根本 敏光

NEWS

▶ 名古屋オフィス開設のお知らせ

当事務所は、この度、東海地区のクライアントの皆様の拠点設置へのご要望にお応えするため、名古屋オフィスを開設することを決定いたしました。

名古屋オフィスには、M&A、会社法関連業務、アジア業務、税務等において豊富な経験を有する小島 義博弁護士及びアソシエイト弁護士複数名が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、会社法関連業務、独禁法、危機対応、アジア業務、知財、ファイナンス、税務等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務

Mori Hamada & Matsumoto

MHM Asian Legal Insights

等につきましては、国内拠点のみならず、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴンを含めた海外の各拠点と連携をとりながら、東海地区のクライアントの皆様に充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

名古屋オフィスの開設については、2015年9月のスタートを目指しております。 開設日・オフィスの所在地等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

- ※ 名古屋オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開 設する予定です。
- → 眞鍋 佳奈弁護士、緑川 芳江弁護士がシンガポール国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court)の外国法弁護士として登録されました 2015 年 4 月 28 日付にて、眞鍋 佳奈弁護士が、2015 年 3 月 25 日付にて、緑川 芳江弁護士が、シンガポール国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court)の外国法弁護士として登録されました。
- ➤ Chambers Asia-Pacific Awards 2015 にて受賞しました 2015 年 5 月 4 日に香港で行われた、Chambers Asia-Pacific Awards 2015 にて、 当事務所は Japan National Law Firm of the Year を受賞しました。
- Financial Times 誌による、FT Asia-Pacific Innovative Lawyers Awards において 当事務所は Shortlisted law firms に選ばれました

(当事務所に関するお問い合せ) 森・濱田松本法律事務所 広報担当 mhm_info@mhmjapan.com 03-6212-8330 www.mhmjapan.com